

墨田区保育所等整備計画

平成27年9月

墨 田 区

目 次

第 1	計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 4	計画の前提・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	保育の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 5	基幹園の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	メリット・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	エリア区分・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	基幹園の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	基幹園設置までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	認定こども園への移行及び基幹園化のスケジュール・・・・・・・・	8
6	認定こども園への移行及び基幹園化することによる当該園への対応・・・	8
第 6	民間活力の導入・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	「公私連携」による運営形態・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	民間活力導入の手法・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	指定管理者制度導入、公私連携制度導入における区運営費負担額の比較	10
4	民間活力導入の標準スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5	民間活力導入園の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6	民間活力の導入スケジュールと効果・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第1 計画策定の目的

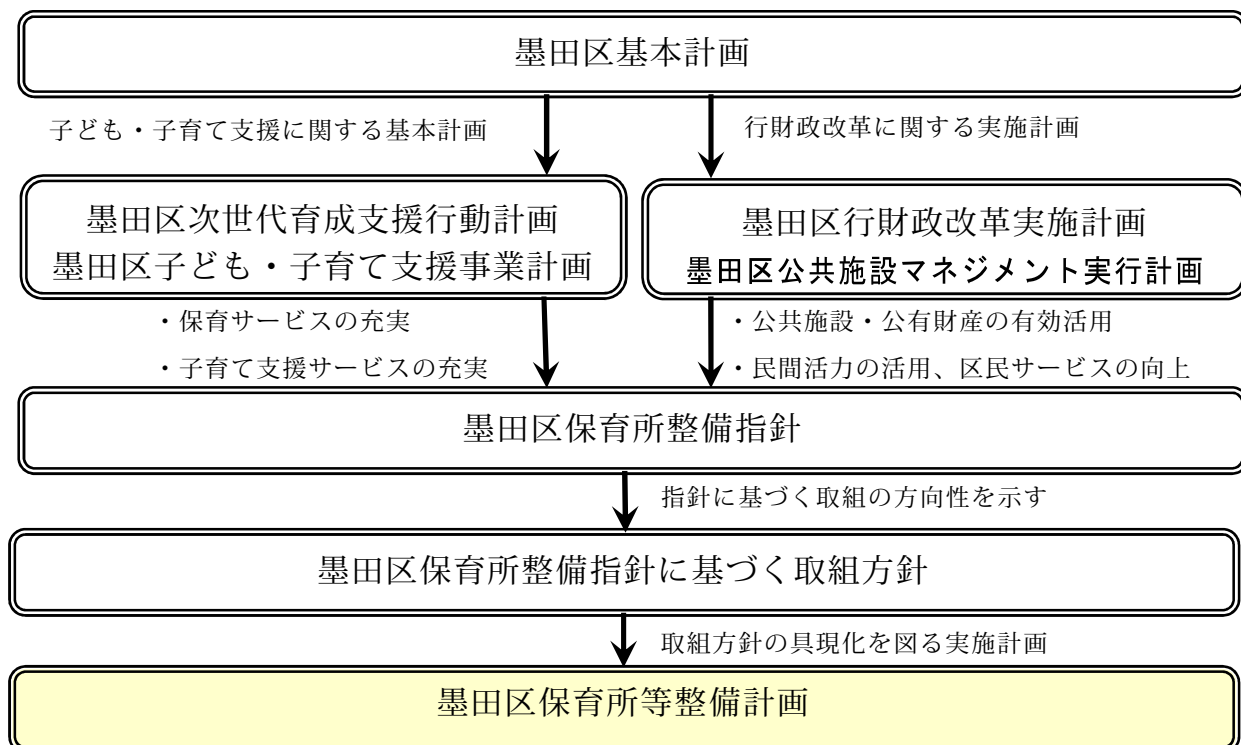
本区では、区内における保育所整備の考え方や方向性を明らかにした「墨田区保育所整備指針」（以下「指針」という。）を平成24年8月に策定した。中でも、喫緊の課題である保育所入所待機児童（以下「待機児童」という。）の解消については、平成25年9月に「墨田区待機児童解消計画」を策定し、保育の定員拡大やサービス拡充を重点的に取り組んできたところである。また、在宅で子育てを行っている家庭でも必要な場合に保育サービスを利用できる「緊急一時保育事業」「一時預かり事業」などといった保育サービスも拡充していく必要があり、全ての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てをできる環境づくりが求められている。一方、中小零細事業所が多く集積し財政基盤が脆弱な本区は、東京スカイツリー®開業による経済波及効果が確実に現れ始めているものの、世界の経済情勢が不透明感を増す中、子ども・子育て支援新制度に基づく子育て支援策の拡充を始め、防災対策等の更なる充実など行政需要は増大・多様化しており、これらの行政需要に対応できる体制整備が必要となる。

このような背景の下、平成26年12月には、指針に基づく取組の方向性を示した「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」（以下「取組方針」という。）の策定を行った。本計画は、取組方針に基づき、増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくとともに、厳しい財政状況下にあっても、継続的・安定的に保育サービスを提供していくために策定するものである。

第2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援に関する基本計画である「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」と、行財政改革に関する実施計画である「墨田区行財政改革実施計画（平成24年1月）」の両計画を踏まえて保育所整備の方向性を定めた「墨田区保育所整備指針」及び「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」の具現化を図る実施計画である。

【計画体系図】



第3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間とする。

なお、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）と整合を図るとともに、各年度に進捗状況を確認し、新たな墨田区基本計画（平成28年度～平成32年度）及び墨田区行財政改革実施計画（平成28年度～平成32年度）、年少人口の動向、社会情勢の変化等により、計画内容と実態に乖離が生じた場合などは、必要に応じて計画の見直しを行う。

第4 計画の前提

1 保育の現状

（1）墨田区保育所設置状況（平成27年4月1日現在）

区分			施設数	保育定員（人）						合計
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5歳	小計	
認可	区立保育所	公設公営園	2 2 園	133	314	392	443	1,034	2,316	5,665
		公設民営園(※1)	5 園	48	101	111	87	179	526	
	私立保育所	民設民営園	2 4 園	204	351	395	428	840	2,218	
	認定こども園		1 園	—	—	6	6	12	24	
認証保育所		1 0 園	71	87	172			330		
小規模保育所		5 園	18	65				83		
家庭的保育者		2 6 人	72			72				
定期利用保育室		4 園	17	79				96		

※1 公設民営園とは、区立認可保育所における指定管理者制度導入園である。(以下同じ。)

※2 分園は、本園と分園と合わせて1園として算出している。(以下同じ。)

（2）認可保育所における保育サービス実施状況（平成27年4月1日現在、単位：園）

区分	延長保育				緊急一時保育		一時	休日	年末	病後児
	1時間	2時間	3時間以上	計	定員内(※)	定員外	預かり	保育	保育	保育
公設公営園	13	—	—	13	22	8	—	—	1	—
公設民営園	—	2	3	5	5	1	3	1	3	—
民設民営園	6	13	5	24	24	2	4	1	24	1

※ 定員内は、保育定員に空きがある場合に、空き人数を上限として受け入れる。

2 計画の範囲

本計画は、原則として、既存の区立認可保育所に関する管理運営を計画の範囲とする。

第5 基幹園の設置

1 メリット

基幹園は、取組方針「第4 基幹園の設置 1（2）基幹園の役割」に示す役割を担うことにより、エリア内における保育所や関係機関とのつながりを強化するメリットがあるとともに、区と他園とのパイプ役として、円滑な情報交換等に寄与し、ひいては保育の質の向上への貢献が期待できる。

2 エリア区分

取組方針「第4 基幹園の設置 1 エリアの設定」に基づき、「すみだ幼保小中一貫教育推進計画」に沿った10ブロック（平成27年4月1日現在）に分ける。なお、本計画では、各ブロックにA～Jの記号を付定する。

【各ブロック、対象園（※は公設民営園）】

ブロック		小学校	幼稚園		保育所	
記号	中学校		区立	私立	区立認可	私立認可
A	桜堤	第二寺島 隅田 梅若	—	向島文化 墨田	鐘ヶ淵北 水神 しらひげ 梅若 すみだ あおやぎ※ 花園	ほがらか
B	吾嬬第二	八広	八広	向島文化	長浦 八広	木ノ下
C	寺島	第三吾嬬 第三寺島	第三寺島	墨田 言問	ひきふね※ 中川	さゆり ナースリー
D	吾嬬立花	東吾嬬 立花吾嬬の森 中川	立花	—	たちばな 中川南 東あずま	厚生館
E	墨田	言問 第一寺島 小梅	—	言問 墨田	寺島 押上※	杉の子学園 小梅 グローバルキッズ押上園
F	文花	第四吾嬬 押上 曳舟	曳舟	あづま あさひ	福神橋 文花 おむらい	興望館 共愛館
G	本所	外手 横川 業平	—	あさひ 両国 本所白百合	東駒形	育正 光の園 本所たから
H	両国	緑 両国 二葉	緑	江東学園 両国	江東橋 亀沢	墨田みどり こひつじ わらべみどり 両国・なかよし
I	縦川	中和 菊川	菊川	両国	立川	菊川 すみだ中和こころ すみだ川のほとり に笑顔咲く のびのび 両国すきっぷ
J	錦糸	錦糸 柳島	柳島	本所白百合	横川橋 太平 きんし※ 横川さくら※	まなびの森錦糸町 すこやか錦糸

（補足） 1 一部の園については、所属するブロックと実際の所在地が異なっている。

2 横川さくら保育園は0～2歳児園であるため、すみだ幼保小中一貫教育推進計画での位置付けはない。

11



3 基幹園の選定

取組方針「第4 基幹園の設置 2 基幹園選定の考え方」に基づき、以下のとおり各ブロックに基幹園を1園ずつ設置する。

◇Aブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
梅若保育園	基幹園	実施	114人	1	区所有（単独）
花園保育園	その他	未実施	119人	3	区所有（単独）
鐘ヶ淵北保育園	その他	実施	117人	1	都所有
水神保育園	その他	未実施	90人	3	都所有
しらひげ保育園	その他	実施	105人	1	都所有
すみだ保育園	その他	未実施	87人	1	都所有
あおやぎ保育園	公設民営園	実施	124人	4	区所有（単独）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所1園、認証保育所1園、家庭的保育者4人					
【評価概要】 ・梅若保育園は、0歳児保育を実施しており、100人を超える規模の園である。 なお、梅若保育園は建物性能の向上を検討する。					

◇Bブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
八広保育園	基幹園	実施	120人	1（改築前）	区所有（単独）
長浦保育園	その他	実施	119人	3	都所有
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所1園、小規模保育所1園					
【評価概要】 ・八広保育園は、「基幹園」の位置付けを想定して改築した園である。					

◇Cブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
中川保育園	基幹園	実施	112人	1	区所有（単独）
ひきふね保育園	公設民営園	実施	111人	1	区所有（単独）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所2園、家庭的保育者1人					
【評価概要】 ・区立認可保育所（公設公営園）は、中川保育園のみのエリアである。なお、中川保育園は、建物性能の向上を検討する。					

◇Dブロック◇

園名	位置付け	0歳児 保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
たちばな保育園	基幹園	実施	91人	3	区所有（単独）
東あずま保育園	その他	実施	118人	1	都所有
中川南保育園	その他	実施	114人	1	都所有
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所1園、小規模保育所1園、家庭的保育者2人					
【評価概要】 ・たちばな保育園は、区所有施設であり、公共施設白書の評価区分が「3」である。					

◇Eブロック◇

園名	位置付け	0歳児 保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
寺島保育園	基幹園	未実施	94人	4	区所有（併設）
押上保育園	公設民営園	実施	101人	4	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所3園、認証保育所1園、家庭的保育者5人					
【評価概要】 ・区立認可保育所（公設公営園）は、寺島保育園のみのエリアである。なお、寺島保育園は、建物性能の向上及び0歳児保育の実施を検討する。					

◇Fブロック◇

園名	位置付け	0歳児 保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
おむらい保育園	基幹園	実施	116人	3	都所有
文花保育園	その他	未実施	107人	4	区所有（併設）
福神橋保育園	その他	未実施	73人	1	都所有
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所2園、認証保育所2園、小規模保育所1園、家庭的保育者6人					
【評価概要】 ・おむらい保育園は、0歳児保育を実施しており、100人を超える規模の園である。					

◇Gブロック◇

園名	位置付け	0歳児 保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
東駒形保育園	基幹園	未実施	67人	1	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所3園、小規模保育所1園、家庭的保育者2人					
【評価概要】 ・区立認可保育所（公設公営園）は、東駒形保育園のみである。なお、東駒形保育園は、建物性能の向上及び0歳児保育の実施を検討する。					

◇Hブロック◇

園名	位置付け	0歳児 保育	定員(※)	公共施設白書 評価区分	所有形態
江東橋保育園	基幹園	実施	161人	3	区所有（併設）
亀沢保育園	その他	実施	96人	1（改築前）	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所4園、認証保育所1園、家庭的保育者5人					
【評価概要】 ※江東橋保育園の定員は分園含む。（分園は民間所有） ・江東橋保育園は、公共施設白書の評価区分が「3」である。 ・区立認可保育所（公設公営園）の中で、江東橋保育園は最大規模の保育所であり、分園も設置されている。					

◇Iブロック◇

園名	位置付け	0歳児 保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
立川保育園	基幹園	未実施	91人	2	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所5園、認証保育所1園					
【評価概要】 ・区立認可保育所（公設公営園）は立川保育園のみである。なお、立川保育園は、建物性能の向上及び0歳児保育の実施を検討する。					

◇Jブロック◇

園名	位置付け	0歳児 保育	定員(※)	公共施設白書 評価区分	所有形態
横川橋保育園	基幹園	実施	116人	1	区所有（単独）
太平保育園	その他	未実施	89人	2	区所有（単独）
きんし保育園	公設民営園	未実施	109人	2	都所有
横川さくら保育園	公設民営園	実施	81人	3	都所有
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所2園、認証保育所4園、小規模保育所1園、家庭的保育者1人					
【評価概要】 ※横川さくら保育園の定員は分園含む。（分園は民間法人所有） ・横川橋保育園は、0歳児保育を実施しており、100人を超える規模の園である。なお、横川橋保育園は、建物性能の向上を検討する。					

4 基幹園設置までの流れ

(1) 認定こども園への移行

基幹園は、各エリア内のセンター機能を担うとともに、墨田区全体の保育水準の向上を図る役割を有している。さらに、子ども・子育て支援新制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上」の実現に向けて、他の保育所等に先立って取り組んでいく必要がある。また、墨田区子ども・子育て支援事業計画では、認定こども園の確保策として、区立認可保育所の認定こども園への移行を位置付けており、同計画との整合を図る必要がある。そこで、基幹園の候補園については、その前段として、原則「幼保連携型認定こども園」への移行を進めることとする。

なお、基幹園以外の区立認可保育所は、後記「第6 民間活力の導入」の対象となることから、原則として、教育・保育の質の向上を図りつつ民間活力を導入することとし、導入後の基幹園の補佐機能を確保するため、「幼保連携型認定こども園」への移行を検討する。「幼保連携型認定こども園」への移行の時期は、基幹園の移行後に順次実施することとする。

(2) 基幹園化

基幹園の候補園は、基幹園としての役割を担うための具体的な体制や準備・研究期間を要することから、認定こども園へ移行した次年度に基幹園化することとする。

5 認定こども園への移行及び基幹園化のスケジュール

墨田区子ども・子育て支援事業計画に示すとおり、平成29年度以降、認定こども園への移行を行い、移行した園から順次、基幹園化することを目指す。なお、状況に応じて移行時期の前倒しも検討する。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
方針 (本計画) 決定	認定こども 園への移行 準備	認定こども 園	2園	3園	3園	
			2園	2園	3園	3園

6 認定こども園への移行及び基幹園化することによる当該園への対応

認定こども園は教育・保育の充実や地域の子ども・子育て支援等に取り組み、基幹園は各エリア内におけるセンター機能を有することから、他の関連施設との連携・協力等を実施することとなる。認定こども園への移行及び基幹園化における職員配置等については、今後検討を進めることとする。

第6 民間活力の導入

1 「公私連携」による運営形態

「公私連携」による運営形態は、子ども・子育て支援新制度において新たに定められた制度である。認定こども園法においては「公私連携幼保連携型認定こども園」、児童福祉法においては「公私連携型保育所」が規定されている。

「公私連携幼保連携型認定こども園」又は「公私連携型保育所」（以下「公私連携園」という。）は、一定の協定に基づき、区から土地・建物等の必要な設備の無償又は廉価による譲渡・貸付けや設置手続の特例等の協力を得て、区との連携の下に教育・保育等を行う幼保連携型認定こども園又は保育所をいう。運営は、これらの幼保連携型認定こども園又は保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人とされており、幼保連携型認定こども園については学校法人又は社会福祉法人に限定されている。

施設類型 運営方式	保育所	認定こども園	
		保育所型認定こども園 ・保育所＋幼稚園機能（「学校」ではない） ・幼稚園機能における「3歳以上の保育の必要性のない子ども」の定員設定が必要 ・設置主体は、限定なし	幼保連携型認定こども園 ・「児童福祉施設」、「学校」の位置付け ・「3歳以上の保育の必要性のない子ども」の定員設定は必須ではない ・設置主体は、国・自治体・学校法人・福祉法人に限定
公設公営 設置・運営主体：自治体	○	○	○
公設民営 設置主体：自治体 運営主体：民間	○ (現行通り)	○	×
公私連携 設置・運営主体：民間	○ 設置主体は民間法人 (限定なし) (児福祉法56条の8)	○ 設置主体は民間法人 (限定なし) (児福祉法56条の8、認定こども園法33条)	○ 設置主体は民間法人 (学校法人又は福祉法人) (認定こども園法34条)

2 民間活力導入の手法

取組方針「第5 民間活力の導入 2 民間活力導入の手法」に示すとおり、公私連携制度の導入を踏まえた「民間移譲（民設民営）」を原則とし、公私連携制度導入が困難な場合は指定管理者制度を導入することとする。また、都が所有する施設に設置している保育所については、都の了承が得られた場合は公私連携制度の導入を検討するが、それ以外の場合は指定管理者制度を導入することとする。

【指定管理者制度導入、公私連携制度導入の主な相違点】

		保育の 実施決定	保育料の 決定・徴収	施設 ※土地は除く	園運営 職員雇用	事故責任
認定こども園	基幹園 (公設公営園)	区	区	区所有	区	区(※)
認可保育所	指定管理者制度導入 (公設民営園)		事業者	事業者 所有・賃貸	事業者	事業者
認定こども園	公私連携制度導入 (民設民営園)		事業者	事業者	事業者	事業者

※ 指定管理者制度を導入した場合（公設民営園）の事故責任は、指定管理者との協定（リスク分担）により定める。ただし、区は施設設置者として、また指導・監督する立場から利用者に対する最終的な責任を負うことになる。

3 指定管理者制度導入、公私連携制度導入における区運営費負担額の比較

項目	区運営費負担額 (単位：千円)	入所人員 (単位：人)	園児1人当たりコスト (単位：千円)	区立認可保育所との差 (単位：千円)
公設公営園（22園）	4,970,120	2,136	2,327	
公設民営園（5園） 【指定管理者制度導入】	1,053,470	528	1,996	331（削減率14.2%）
民設民営園（17園） 【公私連携制度導入】	2,768,730	1,618	1,712	615（削減率26.4%）

※1 平成25年度事業別コスト計算書及び平成25年度私立保育園運営費等補助実績による金額（区運営費負担額は保育料を含む。）である。

※2 民設民営園の国・都補助額を差し引いた園児1人当たりコストは、1,334千円（区立認可保育所との差993千円、削減率42.6%）である。

4 民間活力導入の標準スケジュール

民間活力の導入に当たっては、保護者への配慮や保育所を運営する法人の準備期間など、これまでの民間活力導入の検証結果も考慮して、指定管理者制度導入、公私連携制度導入の標準的なスケジュールを定める。

また、民間活力の導入は、職員（保育士）の退職や新規採用に関する計画との整合を図る必要があることから、1年ごとに1～2園程度を実施していくこととする。

【標準スケジュール】

○指定管理者制度導入

- ・指定管理者制度導入の約2年半前（新年度入園案内時等）に対象園を発表する。
- ・指定管理者制度導入の2年前に事業者を選定する。
- ・指定管理者制度導入前1年間を保育の引継期間とする。

約2年半前	2年前	1年前	実施年
対象園決定 公募内容の調整	事業者選定	引継保育	指定管理者運営

○公私連携制度導入

- ・原則として、在園児が全員卒園した後に、公私連携制度を導入する。
- ・0歳児保育実施園は、公私連携制度導入の約6年半前（新年度入園案内時等）、0歳児保育未実施園は、公私連携制度導入の約5年半前に対象園を発表する。なお、入園希望者には公私連携制度導入を了解の上、入園申込みを行ってもらうよう、入園募集時には、募集案内等で対象園・時期等を再度周知する。
- ・公私連携制度導入の3年前に事業者を選定し、財産関係の調整等の準備を進める。
- ・公私連携制度導入前1年間を保育の引継期間とする。
- ・在園児の保護者から公私連携制度導入の了承が得られた場合には、スケジュールを前倒して実施することも検討する。

約6年半前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	実施年
対象園決定	公募内容の調整 (事業内容、売却額等)			事業者選定	事業調整	引継保育 区立廃園 ※発表時の在園児が卒園	私立開園

※0歳児保育実施園の場合

5 民間活力導入園の選定

(1) 対象園

取組方針「第5 民間活力の導入 3 民間活力導入園選定の考え方」に基づき、基幹園以外の区立認可保育所を対象とする。本計画の計画期間においては、亀沢保育園とひきふね保育園について民間活力の導入を行うこととし、この2園以外にも1～2園程度の指定管理者制度の導入を行うこととする。

亀沢保育園は改築後、学童クラブとの複合施設になるため、公私連携制度の導入は困難であることから、指定管理者制度を導入し保育サービスを拡充する。ひきふね保育園は、公私連携制度を導入（建物譲渡）する。

(2) 財政効果（単年度）

基幹園以外の公設公営園（12園）の区運営費負担額2,871,518千円と比較して、全ての園に指定管理者制度を導入した場合、2,463,064千円（削減率14.2%）となり、全ての園に公私連携制度を導入した場合、2,112,608千円（削減率26.4%）となる。

※ コスト計算は、園児1人当たりコスト（前記3）×定員

(3) 民間活力導入に伴う保育サービスの拡充

民間活力導入により拡充する主な保育サービスは、「延長保育」「一時預かり事業」「休日保育」とし、併せて指定管理者制度及び公私連携制度の特色を生かした事業を展開していく。

ア 指定管理者制度導入園

○長時間延長保育（3時間以上）、一時預かり事業、休日保育を実施し、保育サービスの充実を図る。

イ 公私連携制度導入園

○運営法人の保育理念や保育方針に基づき、特色のある保育を実践し、多様な保育サービスを提供する。

○延長保育（2時間以上）を実施する。

○施設の状況を踏まえながら、一時預かり事業等の保育サービスの充実を図る。

○運営法人において、将来的な改築・改修を計画する。また、改築・改修時には、保育ニーズ等を見極めながら、定員拡大や一時預かり事業等の保育サービスの拡充などを行う。

(4) 区立認可保育所の統廃合

将来、年少人口の動向や社会情勢の変化等により、保育サービスの供給が過剰になり、需給調整が必要となった場合には、統廃合も含めて検討する。

6 民間活力の導入スケジュールと効果

本計画の期間内である平成32年度までに民間活力の導入準備が完了する2園を当初計画の対象とする。

(1) 指定管理者制度導入

ア 対象園

亀沢保育園

イ 主な選定理由

亀沢保育園は、保育所待機児童が多い地域である一方で、大江戸線両国駅までは約200mと立地条件に優れている。また、施設は老朽化に伴う改築を計画しており、新園舎の設計において定員拡大や一時預かり事業などの保育サービスの充実に必要なスペースを確保することが可能であることから、整備指針における公設民営園の役割を担う保育所として適当である。

ウ 導入スケジュール（概要）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本計画策定	事業者選定	引継保育	指定管理者運営
公募内容の調整			
	改築工事		新園舎開園

エ 指定管理者制度導入の効果

○保育サービスの拡充

延長保育（3時間）、一時預かり事業、休日保育

○財政効果（単年度比較）

31,776千円

《考え方》

園児1人当たりコスト（公設公営園単価－公設民営園単価）×定員

$(2,327,000 - 1,996,000) \times 96人 = 31,776,000円$

オ 対象園以外の指定管理者制度導入の方向性

年少人口や社会情勢の変化等に鑑みながら、各年度における指定管理者制度導入について検討を行う。

(2) 公私連携制度導入（建物譲渡）

ア 対象園

ひきふね保育園

イ 主な選定理由

ひきふね保育園は、既に指定管理者制度を導入しており、円滑な公私連携制度導入が期待できる。また、施設の老朽化に伴い、将来的に大規模修繕を行う際に、国や都からの補助が見込まれることから、区の財政負担を軽減することができ、建物譲渡の効果が高い。

ウ 導入スケジュール（概要）※最短での公私連携制度導入の場合

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
本計画策定 移譲に関する調整 (指定管理制度含む)	次期指定 管理者 選定	引継保育 期間	事業調整		公立廃園の 準備	開園
指定管理者制度 (現行の指定管理期間)			指定管理者制度 (次期指定管理期間)			

エ 公私連携制度導入の効果

○保育サービスの拡充

法人独自の保育運営、将来的な改築等による定員拡大や一時預かり事業等の保育サービスの拡充

○財政効果（単年度比較）

31,524千円

《考え方》

園児1人当たりコスト（公設民営園単価－民設民営園単価）×定員

$(1,996,000 - 1,712,000) \times 1111人 = 31,524,000円$

※公私連携制度導入後、事業者が改築をする場合、安心こども基金の基準額で積算すると、319,495千円の経費削減も見込まれる。

【積算根拠】（建物規模・工事費は八広保育園改築工事を参考）

区直営時の工事費：369,370千円

民設民営時における区負担額（歳入後）：49,875千円

（安心こども基金基準額239,400千円×5/24）

オ 対象園以外の公私連携制度導入の方向性

あおやぎ保育園は、起債の償還が済み次第、将来的な公私連携制度導入（建物譲渡）を検討する。その他の園は、年少人口や社会情勢の変化等に鑑みながら、各年度における公私連携制度導入について検討を行う。